

特許庁における地域・中小企業に 対する知財支援について

平成28年11月25日
特許庁総務部普及支援課

1. 地域知財活性化行動計画

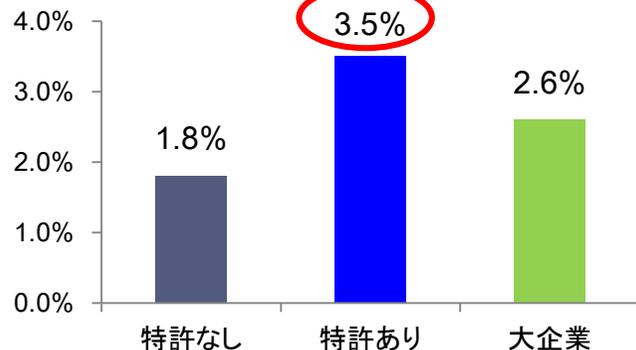
(平成28年9月26日 産業構造審議会知的財産分科会)

1(1). 地域・中小企業支援の狙い

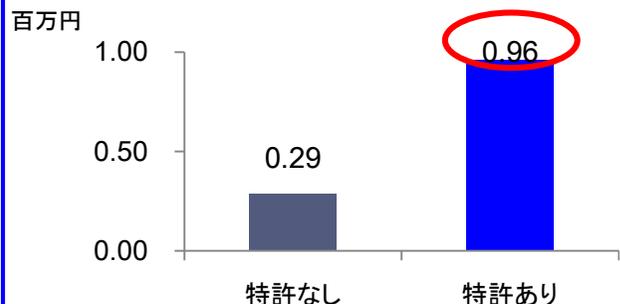
- 知的財産の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーション創出を支援。
- 我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目指す。

企業経営への寄与

【知財保有と売上高営業利益率】



【知財保有と従業員一人当たり営業利益】



平成24年中小企業実態基本調査を基に、特許庁作成

地方創生への寄与

平成18年11月、JA帯広かわにしは、「**十勝川西長いも**」について、北海道初の地域団体商標として、権利を取得。



- 安全性の高さから、アジアや米国でも人気を得る。出願補助金を活用し、海外でも商標を取得。
- 生産量の10-15%に当たる2000-3000tを毎年輸出。特に台湾向けは、平成11年から平成26年までに、**輸出額が3.6倍の7億5千万円に拡大。**

平成19年8月、市川市農業協同組合は、「**市川のなし**」について、地域団体商標登録を行い、PRを強化。



- 地域団体商標を取得していたことから、大手の山崎製パンとの共同商品開発が実現。ジャムとして採用され、全国展開につながった。
- 権利取得後は、地元消費量、全国発送量ともに増え、権利取得以前より**売り上げが15%増。**

基本方針 その1

全国レベルでは、**特許庁及びINPIT**が中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種の相談・指導対応など、**基盤的な支援の取組等**を着実に実施。

基本方針 その2

- 地域レベルでは、中小企業庁との密接な連携の下、**「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」**が中心となり、**各地域の実情に応じた支援**の取組を展開。
- 弁理士、弁護士、（一社）日本知的財産協会など、**関連する専門家、機関の知見・リソースを総動員**。また、商工会議所・商工会、地域金融機関、JETRO等と緊密な連携を図る。

基本方針 その3

- **中央レベルでは、意欲的なK P Iを、地域レベルでは、当該地域に所在する中小企業数等に応じたK P I**を設定した上で、ユニバーサルな知財サービスの実現を図る。
- **P D C Aサイクルのプロセスにおいては、各地域の先進取組事例など、優れたノウハウを全国的に共有できる仕組みを構築**。

1(3). 地域・中小企業支援推進の全体像 ～基本方針その1

(特許特別会計予算1,498億円のうち、地域・中小企業支援関係予算:165億円)

横断的支援

(金額は、平成29年度概算要求ベース)

- **各経済産業局の「特許室」及びINPITの「知財総合支援窓口」(47都道府県)の連携によるワンストップサービス**
 - 営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応するため、「特許室」を「知的財産室(仮称)」に改組(29年4月～)。
 - 審査官の出張面接審査、制度の普及啓発等を行う「巡回特許庁」の取組を拡充(28年度6地域 → 29年度9地域)。
 - INPITの「近畿統括拠点(仮称)」の設置(29年10月までに)。
 - 「近畿統括拠点(仮称)」、経済産業局等において、テレビ面接審査を可能とする体制・施設を整備(29年4月～)。
 - 地域・中小企業のニーズを踏まえた支援施策を展開するため、全国的なニーズ・満足度調査を実施(29年4月～)。
- **国内外の特許、実用新案、意匠、商標等が検索可能なデータベース(J-PlatPat(特許情報プラットフォーム))**
 - データの内容を充実させつつ、着実に運用。アクセス数の増につなげる。

1. 審査請求料等の減免

- 従来から、費用の1/2又は1/3を軽減。
- 本年4月から、更に特許料等を10%引き下げ。
- **軽減策の効果等を調査・検証。**

2. 外国出願の支援【6.3億円】

- 現地代理人費用等の1/2を補助(27年度700件)
- **29年度には、900件まで拡大。**

3. 先行技術調査の支援

- 自社技術に関連する特許の調査・分析に係る費用を補助(27年度100件)
- **研究開発段階を中心として、支援を充実(29年度150件)。**

4. 出張面接審査

- 審査官が地方に出張し、出願に係る面接を実施(27年度400件)。
- **地方の利便性を図るため、32年度までに1000件に拡大。**

5. 早期審査

- 一次審査期間は2ヶ月(通常10ヶ月)。中小企業の案件は、**全て早期審査を利用可能。**
- **中小企業のニーズに応じ、着実に実施。**

取得に係る支援

1. 知財に着目した融資の円滑化【1.0億円】

- 知財ビジネス評価書等の作成支援(27年度150件)。
- **31年度までに、地方銀行・信用金庫・信用組合(全国540機関)のうち、47都道府県の300機関に普及させる。**

2. 知財の活用の促進【3.5億円】

- 金融機関と大学が連携した知財マッチング、特許と標準を融合させた知財戦略構築等を支援。
- **知財紛争処理等のモデル的な取組も支援。31年度までに、他の地域に展開可能な20件の取組を創出。**

3. 知財のマッチングから販路開拓までの支援【1.0億円】

- 28年度から、民間出身の「事業プロデューサー」を福岡県、埼玉県、静岡県に長期派遣予定(30年度まで)。
- **効果を検証した上で、他の地域への展開を検討。**

4. 知財を活用した海外ビジネス展開の支援【4.0億円】

- マーケティング調査等によるブランド戦略策定、海外メディア招聘・見本市出展等のプロモーションを支援。
- **28年度から、地域団体商標の海外展開を実施(11品目)。効果的なプロモーション手法を検証した上で、他への適用拡大を検討。**

5. 海外展開を支援する専門家の派遣

- 民間企業での知財経験や海外駐在経験を持つ、「海外知的財産プロデューサー」(7名)が相談に対応。
- **効果を検証した上で、人員の拡大を検討。**

活用に係る支援

1. 海外での侵害対策への支援【1.3億円】

- 模倣品の調査、提訴された場合や悪意のある先取り商標を取り消す場合における弁護士等への相談費用や係争費用を補助(27年度45件)。
- **セーフティネットとして機能するよう、着実に運用。**

2. 海外知財訴訟保険の創設【0.6億円】

- 28年度から、知財訴訟保険を創設。掛金負担を補助(28年度には500社の加入を目標)。
- **平成31年度までに、1,200社以上の加入を目指す。**

3. 相手国政府への働きかけの強化【4.3億円】

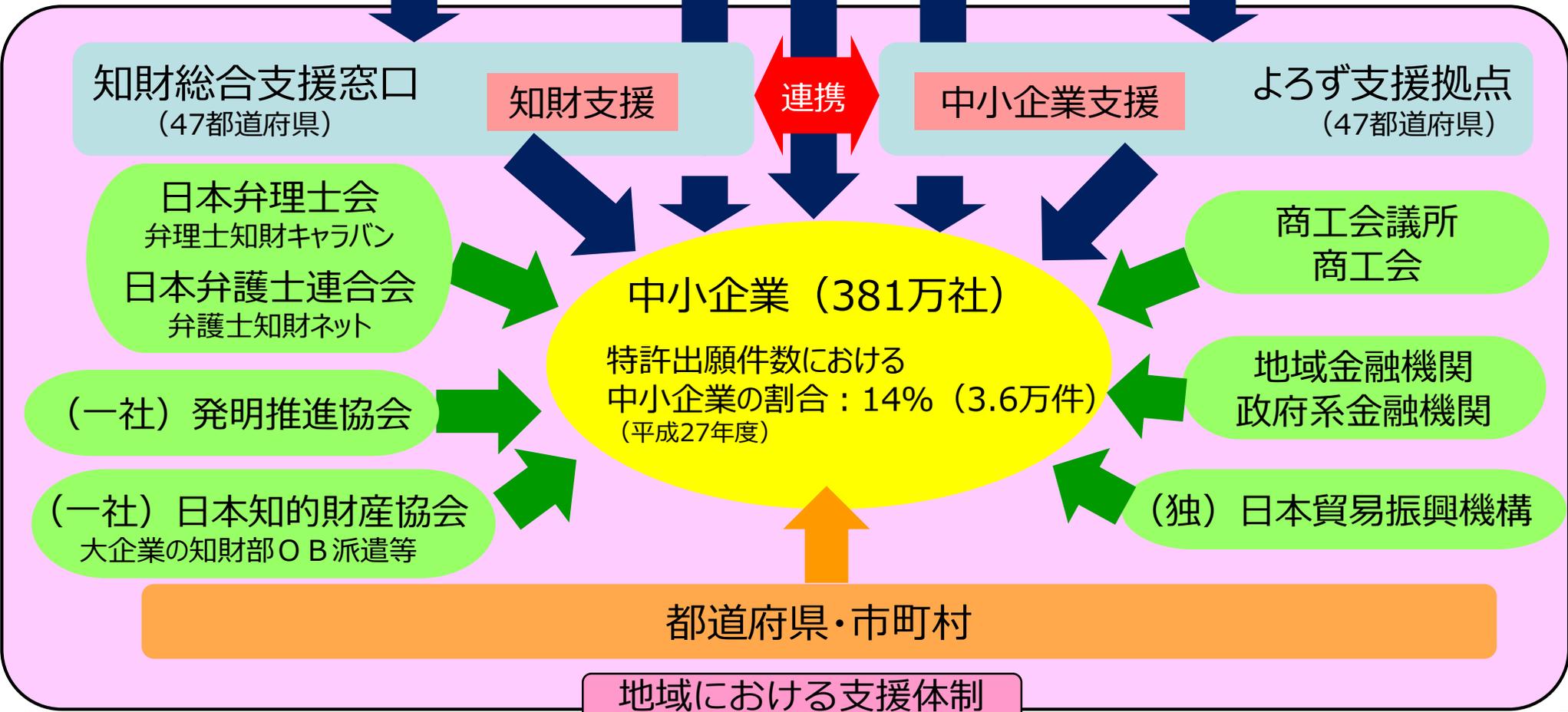
- 政府間協議を行うとともに、相手国の税関職員を対象とした研修等を実施(27年度の対象国は8カ国)。
- **29年度から、対象国を拡大(TPP加盟国等13カ国)。**

4. 国内知財紛争への対応

- 侵害行為の立証について、証拠収集が不十分である等の問題が存在。
- **知財紛争処理システムの更なる機能強化に向け、今秋から、内閣府知財事務局とも連携し、特許制度小委において、検討を開始。**

保護に係る支援

1(4). 地域・中小企業の支援体制 (中小企業施策との連携) ~基本方針その2



中央レベル（特許庁及びINPIT）の目標

- 全国の知財総合支援窓口における相談件数
平成27年度 8万件 → 平成31年度 9.5万件（20%増加）
- 知財総合支援窓口を通じて弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
平成27年度 12,500件 → 平成31年度 15,000件
- 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
平成27年度 700件 → 平成31年度 1,500件
- 知財に着目した融資等を行う金融機関数
平成27年度 6機関 → 平成31年度累計50機関
- 特許出願件数における中小企業の割合
平成27年 14% → 平成31年 15%
- 新規に特許等の出願を行う中小企業数
平成27年 1,600社 → 平成31年 2,500社（特許出願の場合）

地域レベル（経済産業局及び知財総合支援窓口（47都道府県）の目標

<共通目標：本年末までに、平成31年度までの目標を設定>

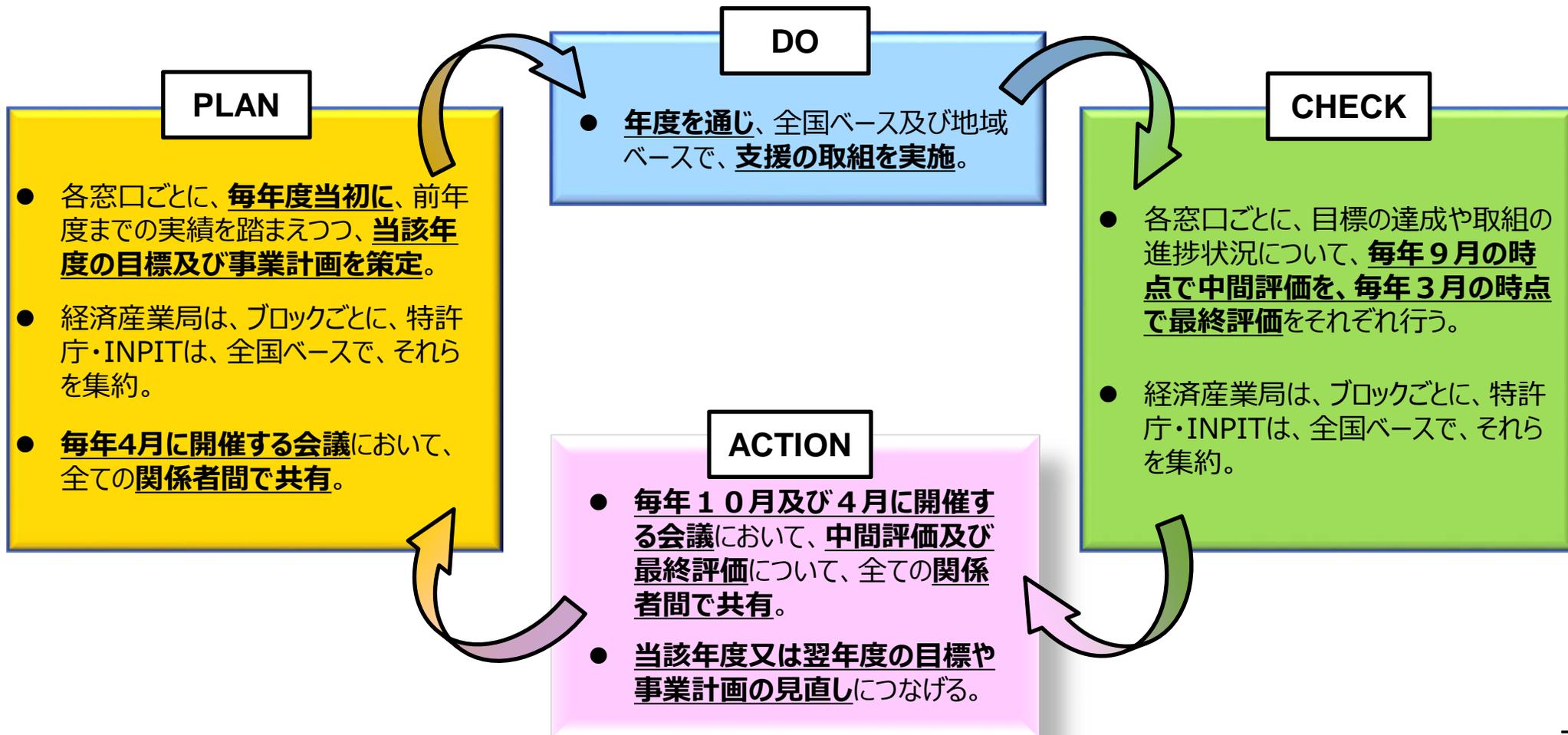
- 各知財総合支援窓口の相談件数
- 各知財総合支援窓口を通じて弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
- 各よろず支援拠点との連携件数

<地域の特色を踏まえた目標（例）：平成29年度中に設定>

- 農産品に係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- モノづくりに係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- 海外展開に係る相談・支援件数／海外への特許等の出願件数
- 知財に着目した融資件数
- 他地域に展開すべき、先進的な優れた支援事例 等

1(6). PDCAサイクルの確立～基本方針その3

- 毎年4月及び10月に、特許庁・中企庁幹部、経済産業局知財政策責任者、INPIT幹部、知財総合支援窓口代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議（仮称）」を開催。
- 各地域の取組や目標の達成状況の報告を求め、先進的な取組事例を全国ベースで共有。
- 別途実施する、中小企業向けのニーズ・満足度調査の結果も踏まえ、目標の改定、政策対応の見直し、充実を図る。



2. 地域・中小企業支援策

(1) 知財総合支援窓口

(2) 海外展開支援

(3) 知財金融支援

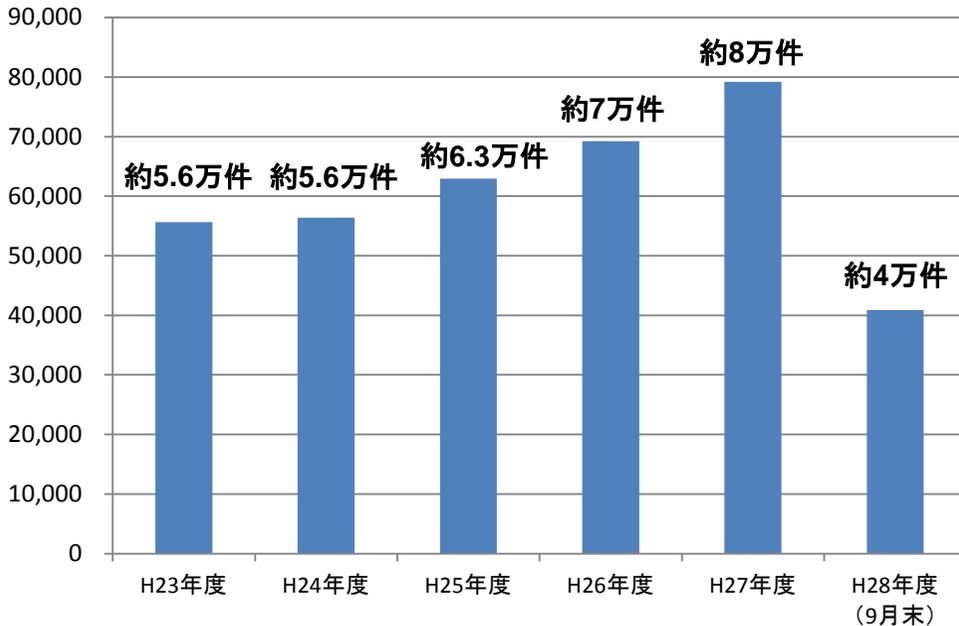
(4) 巡回特許庁

2(1). 知財総合支援窓口

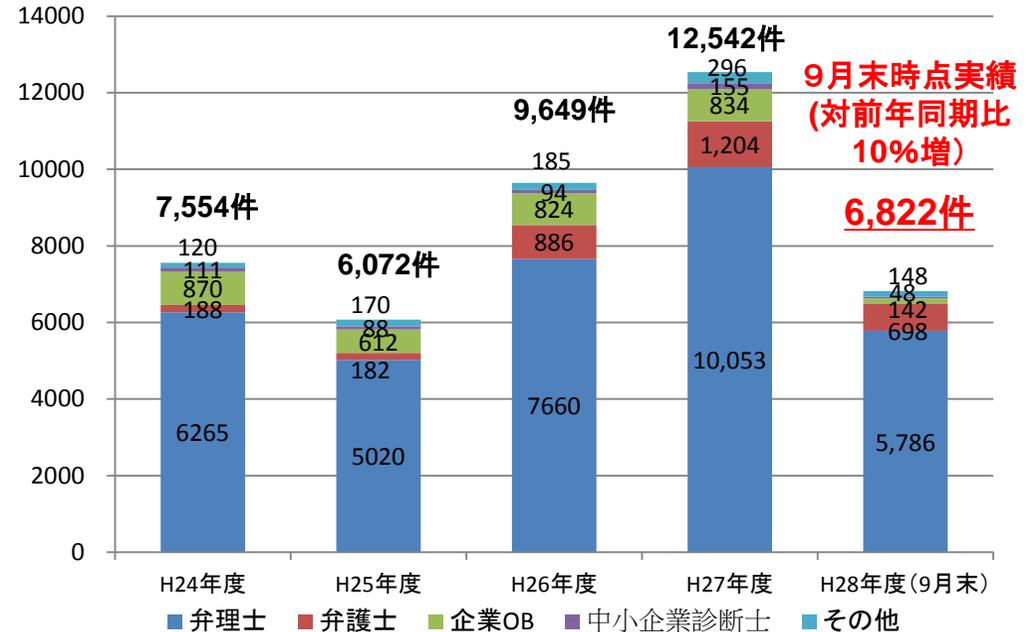
- 相談件数は事業開始の事業開始の23年度が約5.6万件、24年度が約5.6万件、25年度が約6.3万件、26年度が約7万件、27年度が約8万件と推移。
- 28年9月末時点で相談件数は約4万件であり、前年同期比横ばいとなっている。
- 専門家を活用して支援を行っている件数は増加しており、28年9月末時点で約7千件と**前年同期比約10%増加**。専門家の種別内訳は弁理士85%、弁護士10%の割合。

相談件数及び専門家活用件数推移

相談件数推移



専門家活用件数推移



<よろず支援拠点との連携>

窓口支援担当者研修及び窓口連携会議等において、よろず支援拠点の活用を案内するなど、知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携を推進した結果、連携実績は28年9月末時点で**約700件**(前年同期(約300件)に比べ**倍增**)。

<KPIの設定による支援強化>

地域知財活性化行動計画 (H28.9.26策定)に基づき、本年中に平成31年度までの地域レベルにおける共通目標を設定、PDCAサイクルの確立を目指す。

2(2)-1. 海外展開支援(権利化から侵害対策まで一貫通貫)

➤ 中小企業や地域ブランドの海外展開を、権利化から侵害対策まで「一貫通貫」で支援。

29年度要求額 (28年度予算額)

権利化

事業展開 (侵害対策)

外国出願支援補助金

中小企業等外国出願支援事業6.3億円(6.3億円)

海外侵害対策補助金

中小企業等海外侵害対策支援事業1.0億円(1.3億円)

事業の内容

中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)ジェトロ及び都道府県中小企業支援センター等を通じ外国出願にかかる費用を助成。※平成20年度開始

事業の内容

(独)ジェトロを通じ、模倣品による権利侵害調査(下記①)、海外において知財侵害で訴えられた場合の対応(下記②)、さらに冒認商標取消係争(下記③)に係る対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使と侵害係争対策の促進を図る。

<①模倣品対策>

模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用。地域団体商標も対象【28年度拡充部分】。

<②防衛型侵害対策>

海外で外国企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用。地域団体商標も対象【28年度拡充部分】。

<③冒認商標※無効・取消係争>

中小企業の所有する商標や地域団体商標に係る異議申し立て、取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用。【28年度新規部分】
※海外で悪意のある第三者が日本ブランド商標を先取りしている場合。

事業イメージ

【補助金交付先】都道府県中小企業支援センター等(地域分)
(独)ジェトロ(全国分)

【補助率】 1/2

【補助上限額】 1企業の上限額：300万円(複数案件の場合)

案件毎の上限額：特許 150万円

実用・意匠・商標(地域団体商標含む) 60万円

冒認対策商標出願 30万円

【補助対象経費】:

PCT国際出願・パリルート、マドプロ出願、ハーグ出願の各国移行に係る外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、現地・国内代理人費用

【平成29年度支援目標件数】900件

事業イメージ

【補助金交付先】(独)ジェトロ

【補助率】①模倣品対策:2/3、②防衛型侵害対策:2/3、

③冒認商標無効・取消係争:2/3

【補助上限額】①模倣品対策:400万円、②防衛型侵害対策:500万円、

③冒認商標無効・取消係争:500万円

実績

	24年度	25年度	26年度	27年度
実施地域	36地域	40地域	43地域 +全国	43地域 +全国
利用件数	191件	381件	540件	634件

※平成28年度は実施中のため、実績がまだ出ていない。

実績

	25年度	26年度	27年度
①利用件数	11件	11件	①19件 ②2件

平成28年10月末日現在

【申請件数】

①模倣品対策 20件
②防衛型侵害対策 2件
③冒認商標無効・取消係争 10件

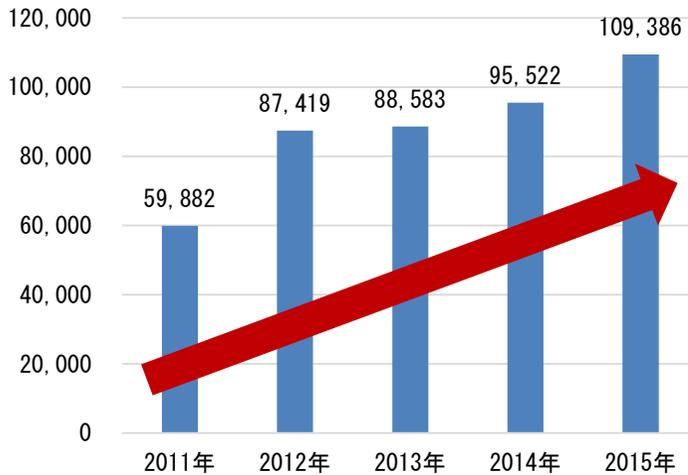
2(2)-2. 海外展開支援(海外知的財産訴訟保険)

- 特許庁は、中小企業が海外において知的財産侵害の係争に巻き込まれた場合のセーフティーネットとして、我が国において初めてとなる海外での**知的財産訴訟費用を賄う団体保険制度を創設**
- 中小企業が**海外知財訴訟費用保険**に加入する際の**掛金の1/2を補助**

制度の背景

- 日本の中小企業が海外での**知的財産侵害**を理由とする係争に巻き込まれるリスクが**増加傾向**にある
- この係争に対応できず、**事業撤退**や会社の**存続の危機**に追い込まれる等のリスクが高まっている

中国における知的財産訴訟件数の推移

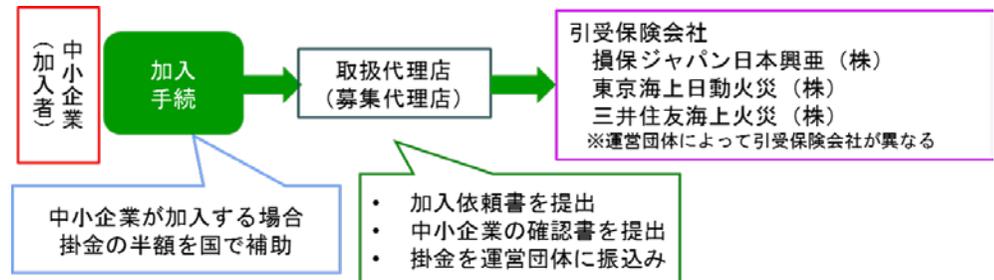


出展：中国法院網「中国法院知識産権司法保護状況」より特許庁作成
※グラフ内「件数」は、中国の地裁（全国地方人民法法院）が受理した知財関係の民事訴訟の第一審の案件の数。

制度の概要

- (1) 運営団体
 - ・日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会
- (2) 募集期間
 - ・平成28年6月8日（水）から
 - ※平成29年2月1日始期分（2月1日付け加入分）まで、**毎月、中途加入可能**
 - ・保険期間：平成28年7月1日 午前0時～平成29年6月30日午後12時
- (3) 補償内容
 - ・**アジア地域**（※）において、損害賠償等の訴訟が提起された場合の**弁護士・弁理士費用等の訴訟費用を補償** ※中国、韓国、インド、東南アジア地域等。ただし、日本及び北朝鮮を除く
 - ・**警告状を受けた場合**の対応に関する**弁護士費用等も対象**（各保険会社の事前の承認を受け、かつ、訴訟の提起に至ったものに限る）
- (4) 補償の要件
 - ・海外現地での権利の保有の有無に関わらず、保険加入者が、海外現地において、日本国の法律で**特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等**の権利に該当するものへの侵害を理由として訴訟を提起された場合

海外知的財産訴訟費用保険制度の仕組み



- 平成27年度から、金融機関からの申請によって無料で「知財ビジネス評価書」を作成し、金融機関に提供する支援を軸とした「知財金融促進事業」を開始。
- 平成27年度は**63機関へ150件**、平成28年度は**107機関へ150件**を提供。

27年度・28年度の実施内容

【全国的な評価書利用による知財への着目】

- **知財ビジネス評価書の提供**を通じて知財への着目を促すとともに、融資制度・融資審査の検討や中小企業とのリレーション強化に活用してもらう。
28年度は知財に着目した経営支援に取り組みたい金融機関を対象に、**伴走型支援の枠を新設**。
- 知財を切り口とした**金融機関向けのマニュアル（基本編・応用編）**を作成し、金融機関内部での研修などに活用してもらうことで、金融機関職員が企業が持つ知財への理解を深めることにつなげる。（基本編27年度作成済）

【金融機関への啓発】

- 知財金融の普及啓発を図る目的でシンポジウムを開催。
平成27年度：7月に大阪、28年1月に埼玉で開催。
平成28年度：5月に鹿児島、10月に福岡で開催。
29年3月には東京で開催予定。
- 関心の高い金融機関に対しては、産業財産権専門官による知財制度レクチャーと併せて、知財金融支援の説明や意見交換を実施。

29年度の実施内容

【個々の金融機関の知財金融促進】

- 金融機関における知財活用及び評価書を活用した融資を促進するため、引き続き**知財ビジネス評価書の作成支援**を実施するとともに、**シンポジウムの開催**も継続し普及拡大を図る。
- 関心の高い金融機関へは個別セミナーの実施や、伴走型支援を活用してもらい、事例を横展開することで知財金融の発展を目指す。

特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用した金融機関の融資先公表事例

平成27年10月 百五銀行（三重県）
平成27年11月 岩手銀行（岩手県）・名古屋銀行（愛知県）
平成28年3月 長野銀行（長野県）平成28年11月 岐阜信用金庫（岐阜県）

知財ビジネス評価書を活用した融資制度の創設事例

平成27年4月 山口銀行（山口県）、平成27年6月千葉興業銀行（千葉県）
平成27年10月 北洋銀行（北海道）、平成28年1月 愛知銀行（愛知県）
平成28年1月 百五銀行（三重県）、東京都民銀行（東京都）
平成28年2月 岐阜信用金庫（岐阜県）

2(3)-2. 知財金融支援(支援実績)

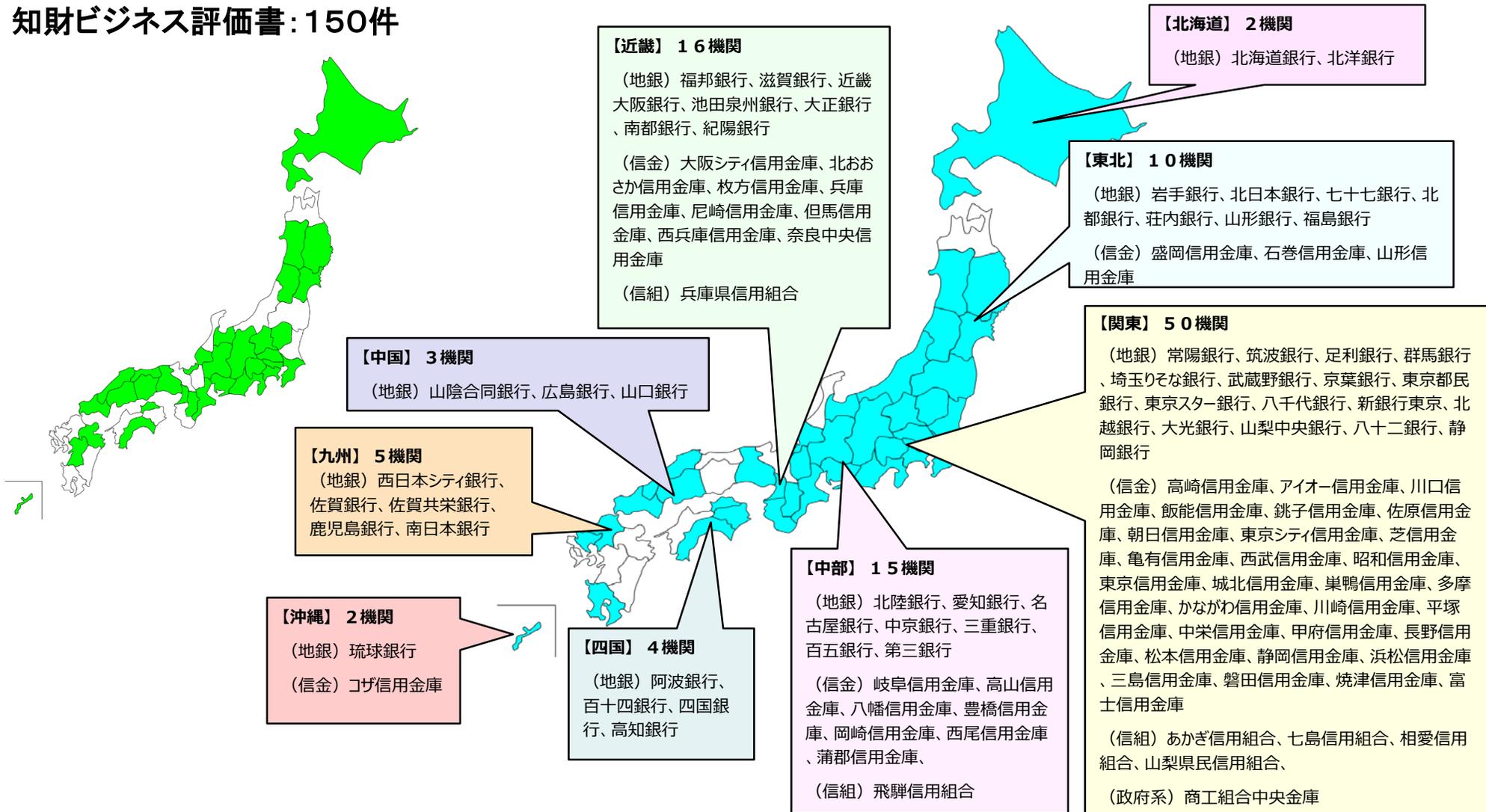
平成27年度(利用金融機関分布)

金融機関: 63機関

知財ビジネス評価書: 150件

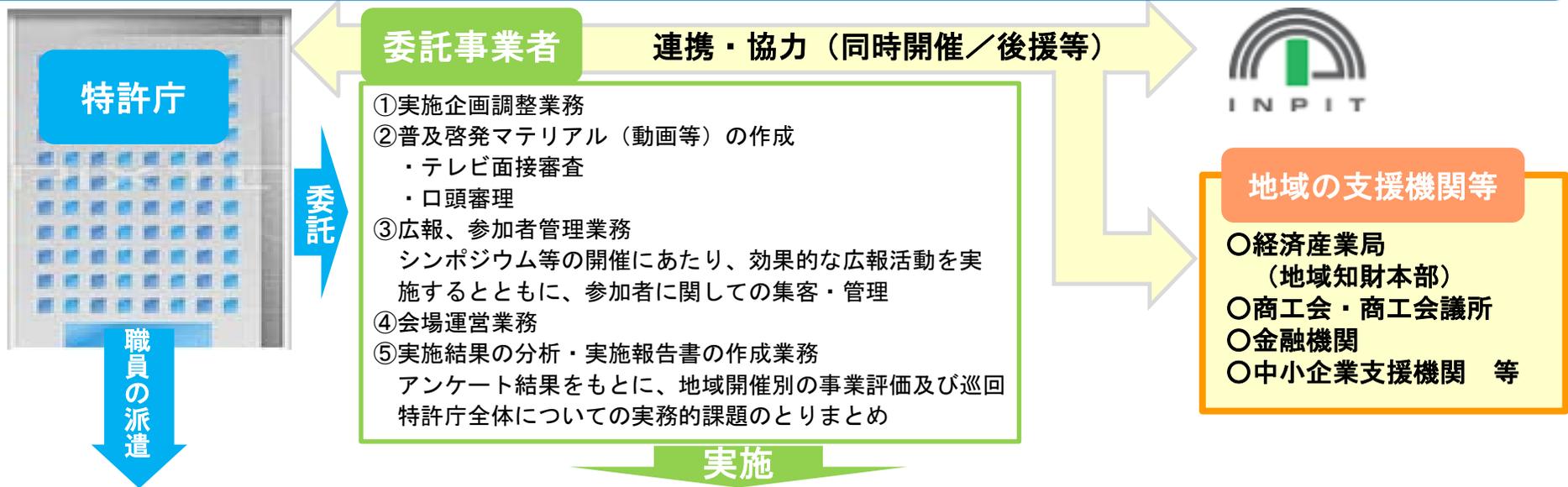
平成28年度(利用金融機関分布)

金融機関: 107機関、知財ビジネス評価書: 150件



2(4). 巡回特許庁

- 28年度は、新規予算を活用しつつ、以下の実施方針にしたがって、各地にて「巡回特許庁」を開催。
- 民間事業者を活用した企画公募による委託事業とすることにより、より周知効果の高い事業の実施を実現。
- 各地域の実情に鑑み、**支援施策の周知による波及効果の高い大都市向け**、**知財の裾野拡大を図るべき地方都市向け**の2パターンにより実施。



大都市向け（Aパターン）

面接審査を含む審査支援策の周知を中心として制度利活用企業を拡大

- シンポジウム／フォーラム（JPO講演、ユーザー講演）の開催
- INPIT、その他支援機関等との共催イベント

巡回審査・巡回審判／テレビ面接審査デモ・口頭審理デモ／臨時相談窓口／地域ユーザーとの意見交換／経済産業局のPRイベント

○近畿

場所：大阪市・京都市
期間：11月21日～12月16日

○中部

場所：名古屋市
期間：2月中旬～下旬

地方都市向け（Bパターン）

地方公共団体等の意識向上及び知財の裾野拡大

- 地域知財本部会合の併催
- 制度の普及啓発を目的としたセミナーの開催

○中国

場所：広島市
期間：8月29日～31日

○九州

場所：福岡市・鹿児島市
期間：10月24日～27日